

RDF 焼却・発電事業の経緯

年 度	県関連の動き	国等の動き
【平成 2 年度】 2 年 10 月		●政府が「地球温暖化防止行動計画」を決定。 →廃棄物の焼却処理に伴う余熱の供給、発電についても積極的に推進
【平成 3 年度】	●企業庁が市町村のごみ焼却施設の余熱を利用した発電の内部検討開始	
【平成 4 年度】 5 年 2 月	●企業庁が「RDF 発電構想」に係る調査費を平成 5 年度当初予算案に計上	
【平成 5 年度】 5 年 11 月 6 年 2 月 6 年 3 月	●企業庁が県環境局に構想説明、旧河芸町（現津市）への立地を打診 ●RDF 発電構想を県の重要事業として推進していくことを決定 ●旧河芸町への立地を申し入れるも不調に終わり、河芸町への立地を断念、旧津市に打診 ●ローカルエネルギーリサイクル構想事業化研究調査（企業庁が実施） ●NEDO 調査報告書「環境調和型エネルギーコミュニティ事業調査『RDF 利用発電に関する事業化可能性調査』」（企業庁が受託）	
【平成 6 年度】 6 年 4 月 6 年 8 月 6 年 9 月 29 日 6 年 12 月 7 年 3 月	●旧津市大里山室地内を RDF 発電所建設候補地として選定し、環境アセスに着手 ●旧河芸町が反対の姿勢を示し、同町議会が構想の白紙撤回を求める決議を採択 →環境アセスを一時中断し、この地区の立地を凍結 ●NEDO 調査報告書「環境調和型エネルギーコミュニティ事業調査『発電用燃料としての RDF 適合性等調査』」（企業庁が受託） ●ごみ燃料化システム導入調査（基礎調査、応用調査）（環境局が実施）	●厚生省が RDF 化施設を補助対象に指定 ●新エネルギー大綱 →廃棄物の燃料化によるエネルギー利用の促進
【平成 7 年度】 7 年 4 月 7 年 5 月 7 年 8 月 8 年 2 月 8 年 3 月	●県政策会議において、環境政策の中に RDF 化及び発電構想を「RDF 化構想」として位置づけ、市町村とともに進めていくことを決定 ●桑名広域清掃事業組合が知事に対し、同組合が設置するごみ固形燃料化施設に併設して RDF 発電所を設置するよう求める要望書を提出 ●県として桑名広域清掃事業組合に対して要望に応える旨回答 ●NEDO 調査報告書「環境調和型エネルギーコミュニティ形成促進 高効率廃棄物発電（一般 RDF 利用）事業化 FS 調査『RDF 発電所基本設備仕様等調査』」（企業庁が受託） ●ごみ燃料化システム導入調査（補完調査）（環境安全部が実施） ●RDF 試作・燃料試験等に係る調査（環境安全部が実施）	●電気事業法改正（7 年 12 月施行） →発電市場の自由化

年 度	県関連の動き	国等の動き
<p>【平成8年度】</p> <p>8年4月</p> <p>8年4月～</p> <p>9年1月</p> <p>9年3月</p>	<p>●県が「資源循環型施設整備費補助金」を創設 →RDF化施設整備の国庫補助金額に上乗せ補助</p> <p>●環境安全部と企業庁が共同で、地元市町の議会、関係住民等にRDF化構想について説明 ※4月～8月の市町村への説明の中で、県はRDFの処理を無料で引き受ける旨説明。以降、平成10年度まで、立地周辺市町村において住民説明会を実施</p> <p>●県と桑名広域清掃事業組合構成市町村が、「RDF化構想に関する確認書」を締結。 ①桑名広域清掃事業組合は、ごみ処理施設をRDF化施設として整備する。 ②三重県は、広域的モデル事業としてRDF発電施設を桑名広域清掃事業組合のRDF化施設に併設する。 ③RDF発電施設は、年平均100t/日を2基とする。 ④発電施設の建設用地は桑名広域清掃事業組合の斡旋により、有償で県が取得する。 ⑤RDFの焼却灰・飛灰は、三重県において整理・処分する。</p> <p>●「三重県廃棄物総合対策」策定（環境安全部） →RDF化構想の推進を明記</p>	<p>●「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（厚生省） →対策の手法の一つとしてRDF化を提示</p>
<p>【平成9年度】</p> <p>9年6月</p>	<p>●RDF全国自治体会議発足（会長は三重県知事）</p> <p>●「三重県環境基本計画」策定（環境安全部） →RDF化構想の推進を明記</p>	
<p>【平成10年度】</p> <p>10年4月</p> <p>10年10月</p> <p>10年12月～ 11年1月</p> <p>11年2月～3月</p> <p>11年3月10日</p>	<p>●「三重県ごみ処理広域化計画」策定（環境部）</p> <p>●環境部と企業庁が、関係市町村及び県議会議員に対し、料金等について説明</p> <p>●「三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書」の公告縦覧</p> <p>●RDF焼却・発電事業の施設整備を含んだ平成11年度電気事業会計予算が、県議会で賛成多数で可決</p>	<p>●廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱 →県設置のRDF焼却施設への補助制度創設 原則として100t未満の焼却施設は対象外 焼却施設新設に灰溶融施設の併設義務</p>
<p>【平成11年度】</p> <p>11年4月</p> <p>11年5月</p> <p>11年8月</p> <p>11年11月</p> <p>11年12月16日</p> <p>12年1月</p>	<p>●(株)東海総合研究所に対し、公開募集要領の内容、提案審査、契約等に係るアドバイザー業務を委託</p> <p>●RDF焼却・発電施設整備に係る技術提案の公開募集要領を発表。技術提案審査委員会を設置</p> <p>●第1回審査委員会を開催 →審査方法や審査スケジュール等を決定</p> <p>●技術提案提出締め切り。提案書提出全9社</p>	<p>●RDF発電事業に対する出資枠拡大（自治省）</p> <p>●電気事業法改正（12年3月施行） →火力発電の全面入札制度</p> <p>●ダイオキシン類対策特別措置法施行 →廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん等を規制</p>

年 度	県関連の動き	国等の動き
12年2月21日 12年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回審査委員会を開催 →二次審査対象者3社を選定 ●第3回審査委員会を開催 →第一次審査合格の3社を順位付け、受注予定者として富士電機(株)を選定 	
【平成12年度】 12年9月14日 12年10月 12年10月6日 12年10月10日 13年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ●企業庁が富士電機(株)と三重県RDF焼却・発電施設整備事業の仮契約締結。確認仕様書の取り交わし。 ●第3回定例会常任委員会でRDF引受料(上限4,900円(税抜))について説明 ●県と企業庁が、RDF焼却・発電施設整備事業に係る基本協定書を締結 施設の帰属:焼却施設は県、発電施設は企業庁とする。 施設の整備:県が県の施設整備を企業庁に委託し、企業庁は企業庁の施設と併せて一体的に整備する。 施設の運営:県が県の施設の運営を企業庁に委託し、企業庁は企業庁の施設と併せて一体的に運営する。 施設運営費:原則として発電事業により得られた収入を充てる。不足が生じた場合、RDF処理費として市町村に負担を求める。 リスク管理:RDFの量の確保は主として県の責任とする。 買電収入の確保は主として企業庁の責任とする。 ●富士電機(株)との契約が本契約に移行 ●県、企業庁及び関係市町村で構成する三重県RDF運営協議会を設立 	
【平成13年度】 13年9月 13年12月	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF焼却・発電施設整備事業が現地着手 ●三重県RDF運営協議会理事会、総会において、総務運営部長報告としてRDF処理費4,500円/t(税抜)の必要性が説明されるが、市町村負担について結論は出ず。 	
【平成14年度】 14年6月 14年11月 14年12月1日 14年12月23日 15年2月8日頃	<ul style="list-style-type: none"> ●三重県RDF運営協議会理事会において、処理費3,610円/t(税抜)が決定(平成17年度まで) ●富士電機(株)と三重ごみ固形燃料発電所管理運営業務委託契約締結。三重ごみ固形燃料発電所起動手開催、発電試験開始 ●三重ごみ固形燃料発電所が稼働 ●RDF貯蔵槽において発熱・発火事故が発生 ●鎮火 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に対する規制強化
【平成15年度】 15年7月20日以降 15年8月14日 15年8月19日 15年8月25日 15年9月1日 15年9月5日 15年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ●鈴鹿市内の倉庫及びRDF貯蔵槽内部で発煙・発火を確認 ●RDF貯蔵槽内部で熱風が発生。作業員4名が負傷 ●RDF貯蔵槽の爆発事故が発生。消防職員2名が殉職、作業員1名が負傷。同日、県が、災害対策本部を設置。同日、県が、「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」を設置 ●県議会が「RDF貯蔵槽事故調査特別委員会」を設置 ●県が、ごみ固形燃料貯蔵槽事故対策本部を設置 ●鎮火。RDFの取り出し完了 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防庁が「ごみ固形燃料等関係施設の安全対策調査検討会」を設置 ●経済産業省が、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会に「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ」を設置

年 度	県関連の動き	国等の動き
15年10月31日 15年11月22日 15年12月12日 15年12月15日 15年12月25日 16年3月5日 16年3月26日 16年3月27日 16年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF貯蔵槽の撤去作業完了 ●県「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」が最終報告を提出 ●発電所再開に向けた安全対策について、県議会、関係市町の議会及び地元住民に対し説明 ●木曾岬干拓地内において、RDFのコンテナ保管における安全性実証実験の開始（3月5日～6月4日、7月1日～9月30日） ●企業庁が富士電機システムズ(株)から、三重ごみ固形燃料発電所施設の引き渡しを受ける。 ●発電所の試運転開始（16年8月5日まで継続実施） ●学識経験者、地域住民、消防、市町、県で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防庁「ごみ固形燃料等関係施設の安全対策調査検討会」が調査検討報告 ●経済産業省「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ」が報告書を取りまとめ。
【平成16年度】 16年7月 16年9月 16年9月21日 16年12月6日 17年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ●事故当時の知事、副知事、企業庁長等に対し減給、自主返納 ●発電所ボイラ1基の運転を再開（9月23日発電開始） ●発電所ボイラ2基による運転を再開 ●日立造船(株)と新RDF貯蔵施設築造工事請負契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●RDFを含む再生資源燃料を消防法上の指定可燃物に指定
【平成17年度】 18年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●爆発事故等に関連して企業庁職員が業務上過失致死傷等の容疑で、企業庁職員及び三重県が労働安全衛生法違反の容疑で書類送検 	
【平成18年度】 18年6月6日 18年6月15日 18年6月20日 18年7月14日 18年8月29日 18年12月15日 18年12月25日 18年12月26日 19年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●旧RDF貯蔵槽における平成14年12月の事故、平成15年8月の事故等に係る損害について、富士電機ホールディングス(株)及び富士電機システムズ(株)に対して、企業庁、知事部局及び病院事業庁分合わせて、約22億5千6百万円の損害賠償を請求 ●富士電機システムズ(株)が企業庁に対して、平成14年12月の事故に係る損害賠償額約3億7千万円の支払いを求める訴えを、津地方裁判所に提起 ●富士電機ホールディングス(株)及び富士電機システムズ(株)に対して、RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償額の支払いを求める訴えを、津地方裁判所に提起 <p>以上を「RDF訴訟」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法違反容疑は不起訴処分 ●新RDF貯蔵施設が完成し、本格運用を開始 ●業務上過失致死傷容疑は不起訴処分 ●事故当時、三重ごみ固形燃料発電所の管理運営業務に携わった関係職員の懲戒処分等を実施 ●富士電機(株)に対し、平成15年8月19日の事故について、三重県建設工事等指名停止措置要領に基づき、指名停止4カ月 ●三重県RDF運営協議会総会において、平成18・19年度のRDF処理料金を5,058円／t（税込）とすることを決定 	
【平成19年度】 19年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ●三重県RDF運営協議会総務運営部会において、県が平成29年度以降、RDF焼却・発電事業を行わないことを提案 	
【平成20年度】 20年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ●三重県RDF運営協議会総会において、以下のとおり決議 	

年 度	県関連の動き	国等の動き
20年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度末までの累積欠損約14億円は、県が負担する。 平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額は、県と市町で折半する。 処理委託料は、激変緩和措置として平成20年度は据え置いたうえ、毎年度段階的に引き上げる。(平成28年度の処理委託料は、税抜きで8,971円/t) 収支計画は、平成20年度以降3年ごとに見直す。 RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、検討を行う。 <p>●「あり方検討作業部会」を設置</p>	
【平成21年度】 21年4月1日 22年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF処理料金改定(5,318円/t(税抜)) ●「あり方検討作業部会」において、志摩市(旧浜島町)が平成26年4月での脱退を表明 	
【平成22年度】 22年4月1日 22年4月14日 22年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF処理料金改定(5,842円/t(税抜)) ●三重県RDF運営協議会理事会において、平成29年度以降継続する場合は、県内5製造団体(13市町)とすることを確認 また、志摩市が、平成26年4月以降、新たなごみ処理施設で処理するため、平成26年3月末をもって三重県RDF運営協議会から脱退することについて了承 ●三重県RDF運営協議会理事会において、平成29年度以降継続する場合は期間を4年間(令和2年度末)とすることを確認 	
【平成23年度】 23年4月1日 23年4月5日 23年10月1日 24年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF処理料金改定(6,365円/t(税抜)) ●三重県RDF運営協議会総会において、収支計画の見直しや平成23年度からの処理委託料改定、平成29年度以降のあり方(事業主体、費用負担、継続期間、参画市町、離脱ルール、撤去費用等)について決定 ●RDF処理料金を4月に遡って改定(6,721円/t(税抜)) ●松阪市が香肌奥伊勢資源化広域連合に対し、平成27年度当初でのごみ処理一元化をめざして、平成27年3月末をもって連合から脱退することを文書で通知 	
【平成24年度】 24年4月1日 24年7月 24年7月31日 24年10月26日 24年11月1日 25年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF処理料金改定(7,600円/t(税抜)) ●固定価格買取制度の設備認定を申請 ●固定価格買取制度の設備認定を受ける。 ●固定価格買取制度に基づく電力供給開始 ●RDF関係自治体連絡会議解散(旧RDF全国自治体会議) 	●固定価格買取制度の施行
【平成25年度】 25年4月1日 25年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●RDF処理料金改定(8,479円/t(税抜)) ●三重県RDF運営協議会総会において、以下のとおり決議。 <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画を見直し、収支不足額を23.1億円から12.9億円とする。 ・収支計画見直しを受けて処理委託料を平成25年度から減額する。 ・平成29年度以降の負担軽減のため、平成25年度からの処理委託料に一律1,000円/t(税抜き)を上乗せする。 25年4月1日に遡りRDF処理委託料を改定 25年度処理委託料金 6,500円/t(税抜き) ・29年度以降の処理委託料は、段階引上げではなく一定単価とする。 	

年 度	県関連の動き	国等の動き
26年1月17日 26年3月31日	また、同総会の場で伊賀市が28年度末をもって脱退することを表明。 ●RDF焼却・発電事業からの脱退の手順やルール等を規定した「RDF焼却・発電事業に係る確認書」を締結 ●松阪市の脱退に係る協議依頼文書が、香肌奥伊勢広域資源化連合から三重県RDF運営協議会へ提出 ●RDF焼却・発電事業から志摩市（旧浜島町）脱退	
【平成26年度】 26年4月1日 26年8月27日 27年3月19日 27年3月31日	●RDF処理料金改定（7,372円／t（税抜）） ●三重県RDF運営協議会理事会において、松阪市の脱退に関して審議した結果、以下の2点を条件に平成27年3月31日付で脱退を承認 ・平成26年度中に、香肌1市3町の議会において、香肌広域連合からの松阪市脱退に関する議案が議決されること。 ・平成26年度中に、香肌広域連合の規約変更許可書が三重県から交付されること。 また、脱退負担金額は、195,157,935円とすることもあわせて決議。同日開催された総会へ報告 ●RDF訴訟について、第一審判決の言渡し。 ●RDF焼却・発電事業から松阪市（旧飯南町、旧飯高町）脱退	
【平成27年度】 27年4月1日 27年4月7日 27年8月25日 28年1月29日	●RDF処理料金改定（8,244円／t（税抜）） ●RDF訴訟の判決の確定 ●三重県RDF運営協議会総会において、平成27年度から令和2年度までの処理委託料などを決議 また、同総会の場で伊賀市から、事業終了年度の前倒しの提案 ●事業終了年度の前倒しについて、総務運営部会で検討した結果を、「RDF焼却・発電事業 終了年度前倒しの検討」として三重県RDF運営協議会に報告。現時点では難しい状況との報告	
【平成28年度】 28年4月1日 29年3月21日	●RDF処理料金改定（8,889円／t（税抜）） ●脱塩洗灰処理施設を太平洋セメント(株)に無償譲渡する議案が県議会で可決	
【平成29年度】 29年4月1日 29年4月25日	●RDF処理料金改定（14,145円／t（税抜）） ●脱塩洗灰処理施設を太平洋セメント(株)に無償譲渡 ●三重県RDF運営協議会総務運営部会において、桑名広域清掃事業組合から同組合の新ごみ処理施設の完成時期が前倒しされ、令和元年12月末となる旨の報告があり、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、総務運営部会で検討することが決定	
【平成30年度】 30年7月19日	●三重県RDF運営協議会総会において、以下のとおり決議 ・製造団体は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。 ・県は、RDFの製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。 ・RDFの製造を継続する団体に対しては、令和3年3月31日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行のRDF処理委託料（14,145円/t（税抜））を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を事業の運営に要する費用と	

年 度	県関連の動き	国等の動き
30年12月25日	<p>して取り扱うセーフティーネットを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、RDFの処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。 ・県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。 <p>●「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」創設</p>	
【令和元年度】 元年9月17日	<p>●三重ごみ固形燃料発電所の運転終了</p>	
【令和2年度】 3年1月28日	<p>●企業庁が安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体とRDF焼却・発電施設撤去工事の契約締結</p>	
【令和3年度】		